

公共施設等のあり方に関する 調査特別委員会会議録

平成22年3月29日(月)

(開会) 10:00

(閉会) 11:38

委員長

ただ今から公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を開会いたします。「公共施設等のあり方について」を議題といたします。執行部から本日の提出資料について補足説明を求めます。

行財政改革推進室主幹

提出資料についてご説明いたします。1ページをお願いいたします。「公共施設等のあり方に関する第一次実施計画」の平成21年度中に実施、決定、計画策定を行う施設の進捗状況につきましては、前回の特別委員会でもご報告いたしておりましたが、現時点における進捗状況について記載したものでございます。区分ごとに施設名、進捗状況、所管課を記載いたしております。所管課を中心としまして、実施計画の方向性に基づいて内部検討委員会、関係部署をはじめ、関係団体、地域団体、利用者等と協議・調整を行っておりますが、若干事務が遅れ年度内に具体的な方向性を示すことができない施設もございました。今後も慎重に検討を行いながら、できるだけ早期に方向性をお示ししたいと考えております。なお、施設ごとの進捗状況の説明は省略させていただきます。3ページをお願いいたします。公共施設等のあり方に関する実施計画を実施するにあたっての基本的な考え方につきましては、昨年11月に開催されました特別委員会でご報告いたしておりましたが、その具体的な事項を検討・協議するための内部機関として「公有財産有効利活用等検討委員会」を設置することといたしておりましたので、委員会の設置規程を整備したものでございます。第2条に所掌事務を規定いたしておりますが、譲渡、移譲、貸付け、貸与における有償、無償の判断及び減額の是非に関すること。譲渡先等の選定に関すること。空きスペースの有効利活用に関すること。

譲渡先等への人的又は財政的支援の是非に関すること。前各号に掲げるもののほか、公有財産の有効利活用等に関すること。について調査審議することといたしております。なお、第一次検討委員会を3月23日に開催いたしております。

次に、行政財産の有効利活用を図るために、自治法第238条の4の規定に基づき、公有財産管理規則を一部改正いたしましたので、ご報告いたします。5ページをお願いいたします。これまで、公有財産を貸付けする場合は、行政財産を用途廃止して普通財産として貸付けをするか、又は行政財産の目的外使用として貸付けを行っておりましたが、平成18年の自治法改正により、行政財産の有効活用という観点から、庁舎等行政財産の余裕部分等を長期的かつ安定的に貸付けできるようになっております。本市におきましても、第一次実施計画の方向性に基づき、庁舎等の空きスペースをはじめ、公共施設の有効利活用を図る観点から、公有財産管理規則第21条の2に「行政財産の貸付け等」の規定を新たに追加したものでございます。その内容としましては、普通財産の規定を準用するとともに、貸付等の期間につきましては、個々の事案に即して個別に判断することとし、その他必要な事項は、別に定めることといたしております。

続きまして、「筑穂庁舎の有効利活用について」ご報告いたします。8ページをお願いいたします。庁舎の空きスペースの有効利活用につきましては、タウンミーティング等でも市民の皆さんから早急に有効利活用を図るべきだとのご意見をいただいておりますが、公共施設等のあり方に関する第一次実施計画及び実施計画を実施するにあたっての基本的な考え方にも積極的に利活用する旨記載いたしておりましたので、内部検討組織で種々検討を行ってきたと

ところでございます。筑穂庁舎につきましては、「1」に記載いたしておりますように、2階から5階の大部分が空きスペースとなっております。今年の1月末に民間事業者から4階部分の貸し出しについて問い合わせがあり、内部検討組織で検討を行った結果、「2」に記載いたしておりますように、4階の余裕スペースを民間事業者に有償貸与することに決定したところでございます。なお、他の余裕スペースにつきましては、総合文書庫、地区公民館、本庁分室等としての利活用について慎重に検討を重ねているところでございます。「3」の民間事業者に対する有償貸与については、の貸付方法につきましては、自治法の規定に基づき、行政財産の余裕スペースとして貸付を行う。の貸付料につきましては、公有財産管理規則に定める貸付料算定方法による。の貸付期間につきましては、平成22年5月1日から平成27年3月31日とし、の貸付契約の形態としましては、定期建物賃貸借契約とする。

の貸付相手方の選定方法につきましては、実施計画を実施するにあたっての基本的な考え方では一般公募を原則とし、公募型プロポーザル方式の採用もできることになっておりますが、支所庁舎の一部を貸付けするものであり、公募型プロポーザル方式を採用することといたしております。の募集期間でございますが、4月8日から21日までの2週間といたしております。の公募の形態としましては、市ホームページに掲載するとともに、本庁管財課、支所総務課窓口にて告知することといたしております。の貸付け相手方の選定予定日ですが、平成22年4月26日といたしております。

以上、簡単ではございますが、提出資料の補足説明を終わります。

委員長

説明が終わりましたので、公共施設等のあり方全般に関する質疑を許します。質疑はありませんか。

川上委員

おはようございます。最初に、提出資料の1ページに訂正があるということだったんですが、ちょっと分かりにくかったのもう一度お願いします。

行財政改革推進室主幹

1ページの公民館、幸袋、飯塚東、飯塚、鯉田公民館の施設でございますが、進捗状況では第2次実施計画に合わせて平成21年度末までに決定するというところで記載をいたしております。これにつきましてはちょっと前回と、2月9日に行いました特別委員会の資料と同様な記載をいたしておりますが、先ほど申しましたようにいま現在検討中、第2次実施計画につきましても遅れておりますが、それに併せて検討するというところで、第2次実施計画に合わせて検討中ということで訂正方をお願いいたします。

川上委員

その第2次実施計画ができてないんですよ。それで第2次実施計画に併せて現在検討中というのはどういう意味ですか。

行財政改革推進室主幹

第1次実施計画では公民館、小学校、中学校も含めた中で複合施設化の検討を行っております。その是非について検討を行っておりますので、この4つの公民館につきましてもその小学校、中学校の第2次実施計画と併せた中で検討を行っているところでございます。

川上委員

じゃあ確認しますけれども、この4つの公民館は小中学校を建替えの際の複合化を検討しておると、そういうことなんですか。

行財政改革推進室主幹

そのとおりでございます。

川上委員

それでは公民館の次に、図書館の記載があります。穂波図書館についてはそれに書いてある

んですが、先だってより私は図書館法の枠の中での考え方なのかと。例えば子ども図書館という言葉も出たりしましたが、その後、枠の中で検討しておると、検討するという事になったかどうかお尋ねします。

生涯学習課長

21年度中にボランティア団体等とも意見交換を行いました。ボランティア団体以外の利用者や地域住民の方の意見などはまだ伺うことができませんでした。また穂波図書館を拠点とした配本事業とか、図書館運営協議会や子ども読書活動推進計画策定委員会において委員からの意見として、駐車場の確保や地理的要因などを考えた場合子育て支援も兼ね備えた特化型図書館として子ども図書館への変更が提案されたこともあり、それらの意見についても本年度中に十分な協議検討ができなかったことも結論を出す遅れた原因となっております。22年度中にできるだけ多くの方の意見を聞きながら、穂波図書館の方向性を見出したいと思っております。いま委員が言われましたことですが、図書館として残ることも含めていま検討しているというところでございます。

川上委員

答弁は分かりましたが、図書館法の枠の中で残す、存続しながら工夫するという事なのかね、図書館法の枠を取っ払って、枠から外して考えようとしておるのかどちらかというところを聞いておるんですが。

生涯学習課長

その両方を選択肢として考えております。

川上委員

そうすると、図書館法の枠から外してしまうというのを選択肢だということなんですね。そういうことでいいですか。そういうふうに理解していいですか。

生涯学習課長

いろいろな方の意見を聞いてから判断しますのでそういうことも選択肢の1つとしてあり得るということです。

川上委員

私は常々言っておりますけれども、図書館法の枠から外してはだめだと。それはね、図書館の廃止なんです。図書館法の枠から外してはだめだと思います。それは外せば、図書館でなくなるわけです。子ども図書館という名前が残ってもね、図書館法の枠から外せば図書館じゃありません。ですから、図書館法の枠から外したらだめだと思います。それから、穎田図書館はそのとおり3月議会で廃止議案が否決されたわけですが、これについてはどのようにお考えですか、今後。

生涯学習課長

今回の廃止を受けまして、図書館条例の改正案の否決を受けまして、現行のまま図書館として存続するつもりでございます。

川上委員

図書館として、図書館法の枠の中で図書館として存続すると答弁されたので確認したいと思いますが、私はさらに従事させるべきだと存続、充実というのが当然だと思うんですね。議会が請願採択したのは充実するという事なんですから。そういう充実させる考えはないですか。

委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10:16

再開 10:23

委員会を再開いたします。

生涯学習課長

図書館として継続すると言いましたけど、訂正させていただきます。第1次実施計画にあるように、穎田小中学校の再編と併せて今後も検討していきたいというふうに考えております。申し訳ございません。

川上委員

くどいですが、穎田図書館についても、図書館法の枠の中から廃止すると、外すと。したがって図書館としては廃止するということが前提であなた方つくったわけでしょ。それが廃止議案が議会で否決された。それを踏まえてどうお考えかということ聞いたんですね。否決されたことを踏まえてどうお考えかということ聞いたんですけれども、それに対する答弁ですか、今のは。

生涯学習課長

そのとおりでございます。

川上委員

そうすると路線は変えないということになりますね。穎田図書館の廃止という路線は変えないんだという答弁なんですね。お尋ねします。

生涯学習課長

第1次実施計画に基づいて小中学校の再編に併せて検討するというところでございます。

川上委員

教育長、それはもう聞いたんですよ。だから、その路線に対して廃止議案をあなた方出して、議会が否決したでしょ。その上でどうお考えかということを知っているんです、今後のことについて。

生涯学習部長

否決されて4月から図書館ということになりますが、先ほど課長が答弁いたしましたように今後の穎田の小中学校の一貫校に併せまして、どのような複合化施設の中で図書館としていいのか、また地元の今まで公民館のほうの中で施設がありましたので、そういうところを含めて、検討していきたいと、今後考えております。

川上委員

ごまかしたら駄目です。施設の複合化と穎田図書館を図書館法の枠の中で存続するという問題はもともと別の問題でしょ。ですから、私は複合化については疑念を持っておりますけれども、仮に複合化したとしても、それでも図書館法に基づく図書館として存続するということもあるわけじゃないですか。だからそれをそのまま議会の意思を受け止めればね、したがって住民の意思を受け止めれば存続しなければならないと思うんですよ。ところがあなた方は先ほどから私が繰り返し言ってますけども、この否決を受けたにもかかわらずね、従来路線と。従来路線というのは穎田図書館廃止ということじゃないですか。あなた方が検討中というのは図書館法の枠の中に残すか残さないかというのを検討してるんじゃないかって、どのように廃止していくかということを検討してるだけのことじゃないんですか。

生涯学習部長

そういうことではございません。やはり先ほど申しましたように、穎田の小中学校が新たにでき上がる中で、地域住民にとって、先ほど申しましたように図書館法の言う図書機能を持った施設がいいのか、それとも公民館の中にありました図書室的なですね、そういった施設のほうがいいのかを、あらためて今後住民の方のお話を聞きながら、方向性を検討していきたいというふうに考えております。

川上委員

じゃあちょっと教育長に確認したいんだけど、穂波図書館はいろいろ子ども図書館とか言っているけれども、その選択肢としては廃止の選択肢があると。穎田はいろいろ検討中と言うんだけど、この検討中の中には存続すると、図書館法の枠の中で、そういう選択肢があるん

だということ、そういう答弁だと思いますけど教育長、それでよろしいですか。

教育長

3月議会で潁田図書館の改正条例が否決されたわけでございますので、公民館図書室として残ることは一応議会で否決されたということになると思います。ただ、いま部長が言いましたように、小中一貫校をつくる中で公民館を併設し、その中に当然のことながら図書館というのをつくっていくわけで、その図書館の機能として公民館の図書館的な要素を持つままで行くのか、さらには今の潁田のところでは否決をされておりますので、新たなところでつくるところでの図書館をどういうふうな形にやっていくかというのを今検討しておりますのでございます。当然のことながら、公民館と学校が併設するということになれば、学校図書館との関係も当然出てくるわけでございますので、それも併せたところでどういうふうな機能を持った図書館をつくったらいいかということを検討するということでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

川上委員

穂波図書館にしても廃止をするという選択肢もあるし存続という選択もありますと。潁田図書館のほうは廃止とする選択肢もあるしということですね。資料の2ページですが、地方卸売市場卸売会社、買受人組合等関係者と協議中と書いてあります。これはどういう協議を今しておるのか、少し詳しく説明してください。

農林課長

卸売会社、買受人組合さんなどの関係者と協議をしております。現在は、卸売会社とか買受人組合さんの総会が4月から行われますので、総会のおりでその議題をもって話したいという買受人組合さんがございますので、その総会での話し合いの推移を見守っている段階でございます。

川上委員

今のはわからないでしょう。答弁を聞いてても、わからないでしょう。関係者と協議中って書いてるんですよ。どういう協議をしておるのかを聞いてるんですよ。

農林課長

卸売市場を民間に移譲する協議でございます。

川上委員

どういう協議というのは、具体的な協議、いつ、どこで、誰とどういう協議をしたのかというのを聞いているんです。

農林課長

協議はいろいろありますが、一番大きな協議は新筑豊青果の買受人組合がございまして、買受人組合の役員さんと協議を行った結果、新筑豊青果の買受人組合については春に総会がありますので、その総会に回りたいという申し出がございまして、一番大きな買受人組合でございますので、その総会での話の結果を待って今後進めたいと考えております。

川上委員

私が承知してる協議というのは、一昨年から青果、魚、花木とあなた方が話をしてくてことしの2月までに民営化図るということをし繰り返して言うてるでしょう。それに対して、関係者の側からは一部を除いて総反発じゃないですか。そこまでの協議しか知らないんですよ。その間を抜いて新筑豊青果が市に株式譲渡を求めたこともあるんだけど、新しい会社が変わるということしか知らないんですよ。それで、それ以外の協議があったんでしょう。今ではわからないので、いつ、だれと、どういう協議をしたのか、もう少しわかりやすく答弁してください。

農林課長

一番多く協議してるのが、一番大きな市場でございます新筑豊青果の卸売市場でございますので、青果の役員とそれから新筑豊青果の買受人組合の役員さんにつきまして、今年に入って

お話し合いをしております。その中で、新筑豊青果の役員さんも買受人組合の総会の結果を待ちたいということでございますので、現段階ではそこまででございます。

川上委員

今年に入って話し合いをしたということなんですが、いつですか。だれですか、相手は。

農林課長

新筑豊青果の松本社長と買受人組合の田代理事長でございます。

川上委員

だから、それはいつですか。

農林課長

1月末でございます。日にちはちょっと手元にございません。

川上委員

そうすると、進捗状況というのは協議中ということになるんですか。これは明確に、関係者の間からは民間譲渡については反対と意思表示があつて、過去に。それにもかかわらず、新筑豊青果と譲渡話を進めておるといふことなんでしょう。つまり、市場の関係者の多くが反対しているにもかかわらず、特定の卸売会社と話を今しておるといふことが、この協議中という意味なんですね。そういうことでしょうか。

農林課長

以前より何度もお答えしてますが、卸売会社が3市場ございます。魚、青果、花につきましては、市場の方は概ね理解を頂いておりますが、それに関連します買受人組合の方から賛成の意向をいただいておりますので、そこらへんの調整をしているため関係者との協議中という進捗状況の内容となっております。

川上委員

だから協議中の形が、渦巻く反対の中であなた方が特別に新筑豊青果を特別扱いして話を進めておるといふ姿が重要なところだと思ふんですよ。卸売会社が皆同意しておるかのようには言われるんだけど、実態的にはあなた方が新筑豊青果を特別扱いしていることをよく知らなかった。それが背景にはあるんじゃないんですか。だから、委員会には私は正確に報告書してもらわないと、何か先ほどから言ってるじゃないですか、いつ、どこで、誰と会ったのかと、奥歯に物が幾つも挟まったような答弁しかしない、一度聞いても答えない、1月末を覚えてないはずないでしょう。そういうことも議会で明らかにしない。私は、けしからんと思ふ。この質問終わります。それからですね、3ページの飯塚市公有財産有効利活用検討委員会の規定なんですけれども、これはいつ付けの決定ですか。

管財課長

平成22年3月23日付けで公布いたしております。

川上委員

決定したのはその日ということですか。

管財課長

公布日が3月23日でございますので、この日が決定でございます。

川上委員

この日、早速検討委員会開かれておるんですが、全員出席ですか。

管財課長

はい、そのとおりでございます。

川上委員

1月末に筑穂支所の4階を、名指して借りたいと言ってきたところはどの企業ですか。

情報化推進担当次長

行政システム九州株式会社です。

川上委員

その会社は、市のどの担当窓口にお問い合わせをしてきたんですか。

情報化推進担当次長

情報推進課の方に問い合わせと言いますか、こういうことで借りられないかという話がありました。

川上委員

筑穂支所は、情報推進課が担当してるんですか。

情報化推進担当次長

私どもが担当してるわけではございませんけれども、そこにスペースがあれば今飯塚市の新電算システムを構築している会社でございますので、その関係で私どもがその窓口になつていきますので、先ず私どもの方にこういうことではどうだろうかという話が最初にございました。

川上委員

その後どういう事務処理をしたのか、お尋ねします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 41

再 開 10 : 41

委員会を再開いたします。

総務部長

本件に関しましては、先ほど情報の方からも説明をいたしました。一番最初は去年の情報関係ですね、このときに行政システムさんが飯塚市の方に営業所を出したいということで、出すというようなお話をされておりました。その関係もございまして、正月に挨拶に来られたときに、私がお会いした時に飯塚市の庁舎あたりを借ることができないのでしょうかというようなお話がございました。営業所を出すという話の中でですね。それで、行革とも話をした中で可能かどうかということの検討を進めてまいってきたと、直接の窓口が、情報関係ここを情報推進課の方が委託事業の関係でやっておりましたので、そちらの方にも話がずっといってあったということでございます。

川上委員

ちょっとわからないですね。正月明けに、正月に来るわけないからですね、正月明けに企業が総務部長のところへ打診に来たわけですね。そうすると、総務部長は行革担当と可能かどうかを諮ったと、そこからどうしたんですか。

総務部長

打診ということではなくて、飯塚市の方に営業所を出すという約束がありましたと、こういったときに市の庁舎関係ですね、筑穂支所という限定ではございませんで、市の庁舎とかそういった施設あたりを借りることが可能なんでしょうかということをお言われたものですから、それでその分についてそういうお話があったよということを行革の方にですね、公の施設を担当しておりました行革の方を含めて検討をするように関係課を含めて協議をして、それから会ったということでございます。

川上委員

ちょっと言われたのですね。そのちょっと言われたときに、賃料はどれぐらいを考えておるといことは出たんですか。

総務部長

新年の挨拶の中での話でございましたので、そういった具体的な話は全くございません。市として可能なかどうか、そういった部分を含めて検討を始めていったということでございます。

川上委員

それから先がわからないんですよ。それで情報推進の方に、その業者は正式に話を持っていったわけですか。正式の、先ほど問合せと聞いたんだけど、一番最初の小鶴主幹の説明では1月末問い合わせというようにお聞きしたんですね。今の話だと、実は正月明けに総務部長のところにあいさつに来た時にちょっと言われたと、それで総務部長は情報推進に行くように業者に言ったんですか。

総務部長

この業者さんについては、委託事業の関係も含めて情報推進とは情報交換をやっておったということもございます。ですから、私どもにお話があって検討をしたらどうかということでスタートをそこからさせていただいたということもございまして、折にふれての話の中で情報推進の方が話を聞いたということもございます。

川上委員

施設を借りるのに、なぜ情報推進の方に行くように言ったのか、あるいは業者はなぜ情報推進の方に行ったのかがわからないんですね。情報推進が施設管理してるわけじゃないわけでしょう。なぜ情報推進の方に行けと紹介したのか。

総務部長

当初、営業所についてのお約束がございました。それに加えてデータセンター的なものが置けないかという話になりまして、これが私どもの委託事業とも関係がありますものですから、情報の方との話があったということもございます。

川上委員

そうすると、まだよくわからないんですけども、1月末に情報推進の方に業者が問い合わせたというその内容はどのような内容ですか。

情報化推進担当次長

今総務部長がお話しましたように、当初営業所的なものという話でございましたけども総務部長のところにも挨拶にみえたときにデータセンター的なものという話でございました。私どもも、データセンターというものは必要だと考えておりましたので、そういった意味で飯塚市のデータセンターとしてもそうですし、一般論としてのデータセンターとして支所の空きスペースが可能かどうかといったこともございましたので、行政システム九州とどういった中身が必要かということをお話をそこで具体的に、例えば電源がどうであるとか、部屋の形がどうであるとか、そういったことについてお話をしていたということもございます。

川上委員

この会社は、情報推進のところに行くまでに現場を、4階を見てるはずですね。それで、それは誰が案内したのか、いつ現場を見たのか、お尋ねをします。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 48

再 開 11 : 00

委員会を再開いたします。

情報化推進担当次長

先ほど、川上委員から質問の総務部長ところに来る前に行ったんじゃないかということに関しましては、私どもでは把握しておりませんし、私も知りません。

総務部長

筑穂支所の方でも、その前に業者さんを案内したとかいうことは一切ございませんので、そして本件につきましては公の施設の有効利活用という観点の中で進めてまいっておるものでございますので、よろしくご理解のほどお願いいたします。

川上委員

野見山総務部長のところには、市の庁舎で借りられるところはないかということで、筑穂が名指しではないということなんですけど、現実的に考えると穂波の議場の跡とか筑穂しかないわけで、それで私は業者が見てないはずはないと思うんですね。それで、業者がなぜ飯塚市庁舎を借りたいと、穂波か筑穂を借りたいということが前提だと思うんだけど、なぜ借りたいと思うのか、どういうメリットがあるのか、デメリットはないのか、そのへんについては話を聞いてますか。

情報化推進担当次長

行政システム九州が、なぜデータセンターをとという話ですが、先ほど総務部長が答弁いたしました、今回の飯塚市のシステム構築はプロポーザル方式でやっております。そのときに行政システム九州の方から、行政システム九州が採択を受けたときには飯塚市内に事務所を置きたいという話がありました。それまで、私どもも事務所の件はどうなってますかという話も何度かお話をしたことがありますし、事務所的なものが幾つかいろいろ考えられていた案ではないかとおります。その中で、データセンターという話が私どもに初めて聞こえてきたわけですが、それに関しましてはメリットという話でございましたので、通常データセンターというのは飯塚市の機械を置くだけではメリットになりません。そういったものが、例えばこの近隣の自治体もそこに置いて、そこでシステムとして、データセンターとしてするということになれば、これは営業として成り立つでしょうし、人間も雇用出来るだろうということでございます。デメリットというのは、今すぐには考えにくいですが、それだけの設備投資をやって回収しなければいけないということがあるんじゃないかと思います。今いろんなところのICTの関係では、以前にも本会議で質問ありましたけども、クラブコンピューティングというのに今から先はなっってこようとしてます。そういったものも行政システム九州としては、今後の日本の行政のシステムがクラブコンピューティングになっていくということも考えて、そういったものの足がかりにしたいのではないかと考えておりました。

川上委員

その会社は、他の民間の事業所、建物を借りるとどれぐらいの賃料、維持経費がかかって、市の庁舎、筑穂を借りると年間どれぐらい浮くのか、そういう話をしてないんですか。

情報化推進担当次長

そういう話はしておりません。

川上委員

そうすると、行政システム九州が飯塚市役所市庁舎に事務所を構えるメリットはあまり無いということになるんですよね。聞いてないんでしょう、メリットを。なぜ市庁舎の中に入りたのかと、なぜ筑穂に入りたのかというのは聞いてないわけでしょう。聞いてないんですね、向こうからは。

情報化推進担当次長

私どもに話があった中では、データセンターは、やはり会社が今から先の足がかりを置きたいと、そういった中で今回飯塚市のシステムを構築する中で、飯塚市もデータセンターの活用というのを考えているということはある程度話の中でしておりますので、そういった中でそうするのであれば、飯塚市のどこかの中にデータセンターがあるとそれは足がかりに、今後は先ほども言いましたけど、いろんな自治体のデータセンターとしても取り組んでいけるんじゃないかといったことは、話の中ではそういったことも将来は考えていきたいということは言っております。

川上委員

それは別に、市の建物の中でなくてもいいわけですね。ですから、賃料のことを問題にしてないとするば、会社の側にはメリットがないわけですね。誰にメリットがあるかというと、

今は空き部屋ですと、業者が入れば賃料が入りますということで市にメリットが発生するわけでしょう。だから、これは市が誘致したのではないかと、向こうから打診があったから、野見山部長が打診を受けて、あいさつがあって、そして情報の方に振ったというよりは、市が事実上誘致したというのではないかと思うんだけど、そういうわけではないんですか。

情報化推進担当次長

今の話はそういう動きを私どもはしたわけでもありません、ただ最初からずっと総務部長も申し上げておりますけども、プロポーザルのときに飯塚市内に事務所を構えたいという話がありました。それは約束として、では置くんですってということで話がありました。だから委員が言ってるように飯塚市内で何もしないというわけではなくて、飯塚市内に事務所を置くということであれば、事務所だけではなくデータセンター的なものを置いて、そこで事業展開していきたいというふうな会社としての方針があったものだということに私どもは理解しております。

川上委員

要するに会社としては、市の公共施設に入らないといけない特段の理由はないと、特段の意を言わなかったと、だからメリットは、賃料のことはわかりませんが、今後のことでしょうか、明らかなメリットはない。一方で市には明らかなメリットがあると考えたら、私は実際上は市の方が誘致したのではないかと思うので、違うかと聞いてるわけです。答弁がないわけです。

総務部長

誘致をしたということではございませんけども、あいさつの中で市の施設がもしという話がありましたので、これについては渡りに船というとおかしいのですが、良い話でございますので所管の方に検討をさせたと、そして今日に至ったということでございます。

川上委員

渡りに船と言われました。誰が船を用意したのかという気もするんですけど、このスケジュールがここに書いてあります。総務部に打診があり、あいさつがあり、そして1月末に情勢推進に問い合わせがある。3月23日の日には、検討委員会規定もつくられる。そして、即日全員出席で会議も行われるということなんですね。公有財産管理規則を改正してますね、追加を。これはいつのことですか。

管財課長

この改正でございますが、平成22年3月26日付けでございます。

川上委員

そもそもというか、筑穂支所については何十億円もかけて、耐用年限も来ないうちにさっさと合併してしまったわけですね。もったいないわけです。ですから、とりわけ地元の方々からは住民のために有効活用をしてもらいたいという声が何度も出ておったと思うんですよ。その中で、文書で地元の自治会連合会他から要望が出ておりましたね。幾つかある中で、農林課を移設してもらいたいということがあったと思うんですけど、これについてはどのように検討されましたか。行財政改革推進室主幹

行財政改革推進室主幹

最初の説明の中でも地区公民館、それから総合文書庫、それから分室等の検討を今行ってるというご説明をさせていただいております。当然、地域から要望が出ておる中で農業関係機関あたりを庁舎の中に入れたらどうかという要望がございましたので、それも含めた中で検討はいたしております。

川上委員

具体的にはどういうふうに検討してるんですか。本当に検討してるんですか。移設すればこうなる、しなければこうだというような具体的なところまで検討してるんですか。

行財政改革推進室主幹

具体的なことまではいっておりません。平成23年度の組織機構につきましては、抜本的な見直しを行っていききたいというふうに思っておりますので、それと併せまして今後慎重に検討していきたいというふうに考えております。

川上委員

農林課の移設の問題で、どこの機関、場所で検討したことがありますか。

行財政改革推進室主幹

農林課を云々ということではございません。要望書の中でそういう要望がありましたが、今全体的な見直しの中で分室等も含めた中で検討を早急に行ってまいりたいというふうに考えております。

川上委員

地元の自治会連合会が、文書で齊藤市長宛の要請書を出した、その中に明確にこの項目があるわけですね。今の答弁聞いてますと無視をしたと、検討していないというふうに聞こえますが、地元自治会連合会の方にはどういう回答をしたんですか、この要望に対して。

行財政改革推進室主幹

2月の自治会連合会の筑穂支部の会議に出席いたしております。その中で、要望書につきまして、進捗状況につきまして説明をいたしておりますが、現在検討を行っているというふうにお答えをいたしております。

川上委員

ところが実際は検討してない。どこの会議でもその項目については検討してないということでしょう、さっきの答弁では、検討してないでしょう、農林課の移設問題について。

行財政改革推進室主幹

農林課が云々というような具体的なことまでは検討いたしてはおりませんが、平成23年度に見直しを行いたいと思っておりますので、できるだけ早期に内部関係部署で検討を行ってまいりたいというふうに考えております。

川上委員

自治会連合会の皆さんの前で、あなた方は検討中と言ったと言うんだけど、何も検討していない、1回も議論してないじゃないですか、農林課の移設問題については、ということなんですよ。それから筑穂支所のことについては、私たち日本共産党も住民の皆さんの意見を聞いて有効活用できないかといういろいろ思うこともあって、例えば美術館、法に基づかないけども美術館的な役割を果たせるようにならないかという提案をしたこともありますよね。それで、考えますという答弁があったと思います。これはどのように検討されましたか。

行財政改革推進室主幹

タウンミーティングの中で、今言われました美術館としての活用、美術館にしてほしいというご意見等もいただいております。その他にも民間への賃貸を含めた中で、いろんな活用についてご意見等をいただいております。先ほど申しましたように、地区公民館、総合文書庫、分室等につきまして慎重に検討を行っているところでございます。

川上委員

事実上は検討してないということでしょう。検討してないでしょう。

行財政改革推進室主幹

関係各課と検討はしておりますが、農林課が云々というようなところまではいってませんが、筑穂支所庁舎の有効利活用については、関係部署と検討は行っております。

川上委員

農林課のこと聞いてないでしょう。美術品を展示したりするようなね、絵画とか、それを言ってるでしょう。それは検討してないでしょう。

行財政改革推進室主幹

第1次実施計画の中で、穂波庁舎、それから筑穂庁舎につきましてはロビー等のスペースが広くとってありますので、そういう中でそういう美術関係、歴史関係のコーナーあたりも設けるような部分では検討しておりますが、具体的などこまではいっておりません。

川上委員

だから、検討してないんですよ。あれ程の建物を合併によって2階から上を、3階から上か、ああいう状態に置いてきたんだけど、それに対して住民がこういう提案をする、自治会連合会が文書で出してるんですよ。もう1つは、美術館の方は直接にあなた方も住民の皆様から聞いたことがあるでしょうし、し私たちが言ったこともあります。これについては、基本的に何ら考慮していない。どこでも議論をしていない。答弁できないでしょう。どこでこういう議論しましたとないでしょう。美術品と言われるものが何点あるか答弁がいつかあったけど、把握してないでしょう、全体状況は。ですから、何が浮き彫りなるかということ、市民が求めたりしたことについては、全くと言っていいほど検討しない。その一方で、この業者が正月のあいさつに来てちょっと言われたことから急展開して、渡りに船とも言われた、ここには住民の話は聞かないけれども、この業者の話は聞いたという姿だけが浮き彫りになって、本来公共福祉の増進のためにつくられた施設、そのために工夫しなければならないことが工夫されないで、特定業者の利益のために、あなた方は賃料が入ると言うかもしれないけど、それによって賃料がどれだけ浮くかどうか聞いたことがない、こういうような公共の施設を大事にしないあり方が私は浮き彫りになったと思うんだけど、改めて私がこのように言うとそうかなというように総務部長は思われませんか。

総務部長

公の施設の有効利活用という中で、実施計画に基づきまして、私どもといたしまして雇用の増進も含めて有益な活用策ではないかということで進めてまいった次第でございますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

川上委員

あとは、2、3テーマにしておきたいと思いますが、3ページの公有財産有効利活用等検討委員会なんですが、市役所の幹部ばかりで決めてしまおうということなんですね。今もう流行らない、やっぱり住民の皆さんの声をよく聞いて、住民の財産ですから、この住民の声はどのように反映されていくのでしょうか。

総務部長

飯塚市公共施設等のあり方に関する第1実施計画、また2次計画、こういったものの中で住民の皆様のご意見については十分に聴取をいたすところでございます。それに基づきまして、処理の方針ですね、施設をどうするかということについて内部で検討していこうという機関でございますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

川上委員

今日が終わると、地元と言うか取り分け筑穂の方々には、議会の方も委員会です承していただきましたと言われるんじゃないかと心配してるんですよ。8ページにスケジュールがあるでしょ。この流れの中で、住民はどこで意見を言うことができ、どこであなた方は住民の意見を聞くつもりなのか、そこを聞かせてください。

総務部長

4階の部分につきましては、貸部屋という形の公募という形でプロポーザル、貸す相手方については決まっておりません、その内容で選定をするということでプロポーザルにしておるわけございまして、残りの施設関係の利用につきましては、住民の皆様のご意見を聞く中で検討していくという形になっております。この分につきましても、早急に地元の方にはご説明をさせていただいた後になりますますが、説明をさせていただこうと、十分にご理解の中で筑穂庁舎を有効に活用してまいりたいというふうに考えています。

川上委員

4階の話なんですね。こういうふうなスケジュールがなくて、どこで話を聞くんですか。どこで住民が言えるんですか。それをさっきから聞いてるんですよ。4階の話です。このスケジュールの話です。

総務部長

この分につきましては、有効活用という中で貸部屋としてプロポーザルさせていただこうと、飯塚市の雇用の面も含めて飯塚市の発展に寄与をしていくということでさせていただいておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

川上委員

この会社が飯塚市庁舎に入れてもらえれば、特別に飯塚市の雇用に寄与するというふうには言ったんですか。違うでしょう。飯塚市庁舎、市の施設以外のところでも事業所を構えれば、そこで雇用が発生するわけでしょう。関係のないことなんですよ。雇用そのものは大事ですよ。本質的じゃないでしょう、庁舎に入るということとはね。だから、今の答弁からいうと4階は市は人に貸すことに決めたんだから、住民や市民の皆さんの意見を聞く場はありませんということになりますけど、そうではないですか。

総務部長

市民の皆さんのご意見というお話をございますけども、スペースにつきまして有効活用していこうという中で方向決定でございますので、ご理解のほどよろしくお願います。

川上委員

住民の声を聞く機会はないということ認められた答弁ですね。そうして考えてみると、我々この委員会ですら色々な大事な公共施設について審査してきたんだけど、住民の声を聞いて公共の福祉の増進に役立てることが大事ではないかという議論もしてきたと思うんですよ。様々な意見、提案もあると、それはまともに審議しないと、全くと言っていいほどやってない。その一方で、陳情された方々、要請を出された方々には検討中とか、協議中とか言ってお茶を濁す。そして一方で、どうしてその船が来たのか分かりませんが、特定の業者に対しては非常にスピーディーに管理規則まで変え、順序が逆ですかね、検討委員会の規定も市役所の幹部だけで作り、そして公有財産管理規則も追加、変えと。私はこういう市民の意見は聞かない、願いは聞かない、自分達がやることについて意見も聞かないというやり方、それを市の幹部だけで決めてしまうやり方はおかしいと思います。そのことを指摘して終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

瀬戸委員

飯塚市公有財産有効活用検討委員会の規定についてお尋ねを申し上げます。まず、議事録は公開をされることになっておるのでしょうか、お尋ねいたします。

管財課長

これにつきましては、内容によりまして公開をしていきたいと思っておりますし、また議事録をとるようにはなっておりませんが、ここには書いておりませんが、要点筆記で議事録をつくりたいと思っております。

瀬戸委員

市民の財産で有償とか無償の判断をしていって、譲渡先等の選定に關すると、大変重要なことです。そして、それが今川上委員が言われたように見えないとこで行われる、これでいつも物議をかもし出すわけでしょう。これははっきり言って、きちっと会議録にしてもらって公開してもらわないと困る。だって、これは職員ばかりじゃないですか。民間からも入ってない。どうでもなることじゃないですか。いつもそこで何かグレー色になるようなことでは困りますよ。きちっと出してください、どうですか。

総務部長

管財課長が答弁をいたしました。情報公開の趣旨に従って適切に対応してまいりたいと、誤解等そういったことのないように適切に対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いします。

瀬戸委員

適切に対応したいというのは、要点筆記のことを言われているんですか、どちらですか。

総務部長

今管財課長が申しました要点筆記も含めまして、物理的な問題もございまして、できるだけ全体という形で考えておりますけれども、そういった部分も含めて早急に情報公開の趣旨に従って適切に対応していこうというふうに考えています。

瀬戸委員

それと8ページの公開型プロポーザル方式、いわゆる提案型のことだろうと思うんですが、これに対しての提案の場、公聴会等の公開ができるんですか、傍聴ができるんですか。

総務部長

今ちょっと公開までの規定について検討いたしておりませんが、早急に検討させていただきたいと思っております。当面公募で選定でございましたので、公開ってことは現段階で認識をしております。今後検討させていただきます。

瀬戸委員

今部長がご答弁いただいたように、きちんと明らかになるように、ダイヤ機械のようなことがないようにお願いを申し上げます。

副委員長

他に質疑はございませんか。

道祖委員

一点、これは質問というより意見になるかわかりませんが、今日筑穂庁舎の有効利活用について提案されております。その中に1階の部分については地区公民館ということが一言載ってるわけですね。筑穂支所に公民館を併設するというような形になっていくんでしょう。それを検討されてると。それと庄内については、ここに書いてありますように庄内支所、庄内公民館、その他庄内支所周辺施設を含めて再編整備について検討中となっているんですね。これから見ますと、公民館が支所と一緒にするという可能性があるわけですね。だから、筑穂町もその方針、庄内もその方針、穂波はどうするんですかということがはっきりしないですね。穎田もそうなんです。私一般質問で言わせていただきましたけれども、果たした本当に公民館を小中学校と一緒にすることが、その地域にとっていいのかどうか、これについては1市4町の中で考えていくと、2町は方針がほぼ決まりかけていってると、くっつけるというね、支所機能と公民館機能、これをくっつけるような絵が書かれてきてると、しかし他の2カ所についてはそういうことが書かれてないわけですね。私が言いたいのは、各地区でばらばらのシステムを入れていくと、今後飯塚の行政が本当に一体として運営されるのかどうか、特にまちづくり協議会をつくっていくと、これは協働の社会をつくっていくためにこういうシステムが必要になってくると、それは公民館中心でやっていくと言っております。現実には穎田のまちづくり協議会そのものの機能が、これは設置されてるけれど、実質の運用というのが旧穎田町では職員が入って一緒にやってまちづくりやられていたということですから、これはやはり分離できないのではないかと、当面ですね。穂波についてはどうなんですというふうになったら、穂波についても恐らく公民館が今まで主体としていろいろなことを指導してきたわけではないと思うんです。公民館は地域の教育とか、社会教育ですね、そういう窓口でしかなかったんだろうと思うんです。ですから、大きく考えていったときに穂波は大丈夫なのか、穎田は大丈夫なのかというふうに思うわけです。だからこれは意見ですから、よくよく全体を1つとし

で考えていったときに、一体となるやり方をやっていくということを目指していただきたいなということ意見として、皆様どういふふうに考えてるかわかりませんが、これ見る限りじゃそういう不安を持つわけです。だから、今後のまちづくりのあり方、飯塚市のあり方について十分検討していただきたい。特に穎田の問題が出てきておりますから、本当に今のあり方がいいのか。基本設計まだ出てませんが、本当にそれでいいのか、しっかりとした考えを持って基本計画を提案していただきたい。これを要望といいますか、意見として申し述べさせていただきます、終わります。

委員長

他に質疑はありませんか。

人見委員

私も、今のお話に出てまいりましたので付け加えさせていただきますが、私も由々しき問題だと、将来に十二分に考慮を図る意見だと、このように思っております。教育、それから学校教育、社会教育、確かに教育という大きな枠の中では複合という形もあり得るのかもしれませんが、しかしながら一面ではやっぱり社会教育はその地域の方々が育む、ある意味では学校教育を保管して余りある分野だと、このようにも思います。そういうふうな中で、市の行政が一部は要するに公民館とその支所が一緒になり、一部では学校と学校教育の現場に複合施設として同居する。こういうふうな姿というのは、どうしても同じまちの中での教育に関わる一貫性を欠くことになりはしないかと、大いに危惧をしております。したがって、十二分にそういう意味では考慮を図って検討をしっかりと、将来に禍根を残さないような形で地域の方々と意見を交換し合って進めていただきたいと、このような意見をつけ加えさせていただいておきたいと思っております。

委員長

他に質疑はありませんか。

(質疑なし)

お諮りいたします。「公共施設等のあり方について」は、継続審査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、「公共施設等のあり方について」は、継続審査とすることに決定いたしました。これをもちまして公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。